



B地区	C地区	D地区	I地区
<p>六 印刷工場 七 中水道施設、防災備蓄倉庫その他これらに類する公共施設 八 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設 九 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>七 前に掲げる用途の建築物以外の建築物 六 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設 五 防災備蓄倉庫その他これに類する公共施設 四 診療所 三 寺院 二 店舗又は飲食店 一 共同住宅</p>	<p>次に掲げる用途の建築物以外の建築物 一 寺院及びこれに付属する建築物 二 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設</p>	<p>一 法別表第二(り)項に掲げるもの 二 風営法第二條第一項第七号及び第八号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 三 共同住宅の用途に供する部分の容積率が十分の八十未満の建築物</p>
			五 千 平 方 メ ー ト
<p>一 ター、エス カレーターその他これらに類する部分を除く。</p>	<p>計画面に示す壁面の位置の教値。ただし、二号壁面にあつては寺院の山門、四号壁面及び五号壁面にあつては、公衆便所その他これらに類する公園施設を除く。</p>		<p>計画面に示す壁面の位置の教値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、高さによるものから。</p>
<p>百六十五メートル 建築物の高さはT.P.に五メートルを加えた高さによる。</p>			<p>二百二十メートル 建築物の高さはT.P.に五メートルを加えた高さによる。</p>

